

里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金申請手続について

【申請できる人】

- 助成金の申請をすることができる人は、次の要件をいずれも満たす方です。
- 1 各健康診査等の受診日において、多摩市内に住所(住民基本台帳法に規定する住所)を有する方
 - 2 多摩市保健指導実施要綱に基づく、保健指導票の交付を受けていない方
 - 3 里帰りの場合は、契約外助産所または東京都外の医療機関などで各診査等を受診したため、受診票を使用できなかった方
- 多胎妊婦の場合は、多胎妊娠に伴い妊婦健康診査受診票の14回分を超えて、自己負担で妊婦健康診査を受診した方

【申請の期間等】

- 1 申請期限は、出産した日から1年以内です。死産又は流産のときは、妊婦健康診査を最後に受診した日(添付する領収書の日付)から、1年以内です。
- 2 郵送のときは、消印日を申請日とします。
- 3 多摩市から他の区市町村へ転出しても申請はできます。ただし、転出日又は転出予定日以降に受診した分は申請の対象になりません。その分は、転出先で申請してください。
- 4 1回の出産(死産又は流産を含む。)について、申請は一度だけに限りますので、全ての健康診査を終えてから漏れが無いように申請してください。

【助成内容】

- 対象となる受診について
受診票の交付を受けた日以後に受診したものが対象です。
日本国内での受診が対象です。

・里帰りの場合

助成の対象となる妊婦健康診査の回数は、最大14回で、そこから受診票を使用して受診した回数を差し引いた回数が対象となります。
(通常は、手元に残っている受診票の枚数分です。)
1回目の検査は医療機関で受けてください。助産所は2回目以降からが対象です。
超音波検査は最大4回目まで、産婦健康診査は2回まで、子宮頸がん検診及び新生児聴覚検査・1か月児健康診査については、それぞれ1回分に限り対象です。

・多胎妊婦の場合

15回目から19回目まで(最大5回分)に自己負担で受診した妊婦健康診査が対象です。

上限額一覧表

診査等の種類	令和8年3月31日までの受診分 の上限額	令和8年4月1日からの受診分 の上限額
妊婦健康診査(1回目) (助産所を除く)	11,280円	11,670円
妊婦健康診査 (2回目から14回目)	各5,280円	各5,460円
超音波健康診査	1回につき5,300円	
子宮頸がん検診	3,400円	
新生児聴覚検査	3,000円	

診査等の種類	上限額
産婦健康診査	各5,000円
1か月児健康診査	6,000円

多胎妊婦の場合

診査等の種類	上限額
妊婦健康診査(15回目から19 回目)	各5,000円

【申請書に添付する書類等】

- 1 母子健康手帳(親子健康手帳)
※郵送申請の場合は、表紙及び助成対象の健康診査受診記録が記載されている箇所全てのコピーの提出が必要です。
- 2 受診した助産所又は医療機関が発行した領収書(レシート可)の原本と明細書の原本
※2 原則、領収証の返却は出来ません。また、領収書のコピーは認められません。
検査項目や内訳の確認のために診療明細書が必要です。
- 3 里帰りの場合は未使用の受診票(提出がない分は助成できません。)
- 4 振込口座の銀行名、支店名、支店番号、口座番号及び口座名義人がわかるもの(通帳またはキャッシュカード等)
- 5 妊産婦(申請者)ご本人の印鑑(指定口座名義人が申請者以外の場合)

【振込について】

助成金の支給の可否及び助成金の額を決定したときは、助成金交付(不交付)決定通知書により申請者に通知し、助成金を申請した月の翌月末日(予定)に申請者が指定する金融機関の口座に振り込みます。

【その他】

- 1 審査に際し必要なときは、医療機関等への調査をします。
- 2 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為により助成金の交付を受けた場合は、助成金の交付決定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずることができます。

※ 振込先が「ゆうちょ銀行」の場合は、通帳記号・番号ではなく、「振込用の店名(漢数字)・店番・口座番号」を記入してください。

通帳やゆうちょ銀行サイトにて確認することができます。

お問い合わせ先

多摩市こども家庭センター「にじたま」
母子保健担当

TEL:042-376-9177